

統一教会の勧誘「違法」

札幌地裁 元信者への賠償命令

総額2950万円

世界基督教統一神霊協会（統一教会、本部・東京）に違法な勧誘を受けて入信、貴重な青春時代の一時期を奪われて精神的苦痛を受けたなどとして、道内などに住む元信者の女性二十人が、統一教会などを相手取り、総額約九千二百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十九日、札幌地裁であり、佐藤陽一裁判長は「統一教会を秘匿するなどした勧誘は、憲法が規定する信教の自由を侵害するおそれのある違法な行為」として、統一教会に計約二千九百五十万円の支払いを命じた。

14年 提訴から 裁判長「批判を甘受」

統一教会をめぐる、全「青春を返せ訴訟」のひ請求が認められたのは、国八カ所で起こされた一つ。判決で元信者側の今年二月、最高裁で勝訴

が確定した岡山の男性に「己啓発セミナー」などの勧誘を受け、一九八五年から九一年にかけて入

元女性信者は、統一教会と知らされないまま「自

つぽなどを売る霊感商法に携わるなどした。

判決理由で佐藤裁判長は「統一教会の入信や献金の勧誘は、信者となつた人の財産収奪や無償労働の提供、被害者の再生産という不当な目的のもとに行われた」と認定。

そのうえで「統一教会であることを隠したうえ、人の弱みにつけ込むなど社会的相当性を逸脱した違法な行為」と述べた。

原告三人については入信期間が短いことなどを理由に請求を棄却した。

主文朗読に先立ち、佐藤裁判長は提訴から十四

年の長期裁判について「裁判所が職責を果たしていないという批判は甘受したい」と異例の言及をした。

判決について原告側代理人の郷路征記弁護士は「統一教会の不当な勧誘目的を認定したのは初めて。信教の自由を侵害する恐れがあることも指摘しており、高く評価できると話した。一方、統一教会広報部は「偏見に基づいた不当な判決であり、現信者らに対する冒とくといわざるを得ず、ただちに控訴したい」とのコメントを発表した。